

## 令和 4 年度大阪家庭裁判所事務分配等規程

令和 4 年度における大阪家庭裁判所の裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差し支えがあるときの代理順序等を次のとおり定める。

なお、各部又は各支部の裁判官に対する裁判事務の分配は、この規程に定めるもののはか、当該部又は支部において定める。

令和 3 年 12 月 17 日

(令和 4 年 1 月 1 日施行)

令和 3 年 12 月 17 日

(令和 4 年 1 月 16 日施行)

令和 4 年 3 月 3 日

(令和 4 年 3 月 31 日施行)

令和 4 年 3 月 3 日

(令和 4 年 4 月 1 日施行)

令和 4 年 3 月 16 日

(令和 4 年 4 月 1 日施行)

令和 4 年 3 月 24 日

(令和 4 年 4 月 15 日施行)

令和 4 年 5 月 23 日

(令和 4 年 6 月 10 日施行)

令和 4 年 6 月 28 日

(令和 4 年 6 月 30 日施行)

令和 4 年 6 月 28 日

(令和 4 年 7 月 15 日施行)

令和 4 年 6 月 28 日

## 第2章 裁判事務の分配

### 第1節 家事部

#### (用語の定義)

第4条 家事部の取り扱う事件に関する用語の定義は、別紙第2記載のとおりとする。

#### (合議事件の分配)

第5条 法律において合議体で審理及び裁判すべきものと定められた事件は、受理の順序に従い、家事第1部、家事第2部、家事第3部及び家事第4部に順次均等に分配する。ただし、裁判所書記官を除く裁判所職員に対する除斥及び忌避事件は、次に掲げる部を除いて分配する。

- (1) 裁判官に対する除斥又は忌避事件については、その裁判官が本務として属する部
- (2) 家事調停官に対する除斥又は忌避事件については、当該家事調停官を指定した裁判官が本務として属する部
- (3) 参与員に対する除斥若しくは忌避事件又は家庭裁判所調査官若しくは家事調停委員に対する除斥事件については、その申立てがあった事件の係属する部
- 2 裁判官に対する除斥又は忌避事件と同時に申し立てられた、裁判所書記官を除く裁判所職員に対する除斥又は忌避事件は、前項の規定にかかわらず、当該裁判官の除斥又は忌避事件が分配された部に分配する。
- 3 合議体で審理及び裁判をする旨の決定をした事件は、当該事件の分配を受けた部が処理する。
- 4 合議体の構成は、当該部の裁判官が、下級裁判所事務処理規則（昭和23年8月18日最高裁判所規則第16号）の定めに従って、協議して定める。

#### (裁判所書記官に対する除斥及び忌避事件の分配)

第6条 裁判所書記官に対する除斥又は忌避事件は、受理の順序に従い、家事第1部、家事第2部、家事第3部及び家事第4部（当該裁判所書記官が所属する部を

連事件は、家事第3部に分配する。

3 調停から移行した別表第二審判事件は、前項の定めにかかわらず、調停事件が係属していた部に分配する。

4 児童虐待の防止等に関する法律の規定による臨検捜索許可状の請求事件は、受理の順序に従い、家事事件分配表に定める割合により、家事第1部及び家事第2部に分配する。

5 児福28条事件、児福33条事件、親権制限審判等事件、後見事件及び財産管理事件については、1通の申立書で申し立てられた場合、事件数が数件であっても、分配上1件として取り扱う。

6 家事事件手続法第274条第1項により人事訴訟事件を家事調停に付す場合は、当該調停事件は、2項の定めにかかわらず、家事第3部に分配する。ただし、家事事件手続法第257条第2項により人事訴訟事件を家事調停に付したもののは除く。

(子の返還申立事件の分配)

第9条 子の返還申立事件は、受理の順序に従い、家事事件分配表に定める割合により、家事第1部及び家事第2部に分配する。

(人事訴訟関係事件及び損害賠償請求事件の分配)

第10条 人事訴訟関係事件及び損害賠償請求事件は、家事第3部に分配する。

(執行関係訴訟事件の分配)

第11条 遺産分割事件及び遺産関係事件に関する執行関係訴訟事件は、家事第3部に分配する。

2 上記事件を除くその他の審判・調停事件（家事第3部において成立した調停事件及び調停に代わる審判で終了した事件を除く。）に関する執行関係訴訟事件は、家事事件分配表の事件の区分ごとに、受理の順序に従い、同表に定める割合により、家事第1部及び家事第2部に分配する。ただし、当該債務名義の作成に関与した裁判官が家事第1部又は家事第2部に配置されているときは、当該裁判官が配置されている部に分配する。

成立した調停事件及び調停に代わる審判で終了した事件に関する雑事件を含む。)

は、家事第3部に分配する。

(関連事件のある場合等)

第14条 事件の分配後、関連事件が二以上の部に係属していることが判明したときその他特に必要のあるときには、関係裁判官の協議により、事件を他の部に割り替えることができる。これにより割り替えをしたときは、家事事件分配表の区分に従い、その後に受理される同一区分の事件をもって、各部に対する事件の分配が均等になるよう、新件をもって調整する。

(回避)

第15条 裁判官は、除斥事由又は忌避事由があるときは、常任委員会の承認を得て、回避することができる。

## 第2節 少年部

(合議事件の分配)

第16条 法律において合議体で審判又は審理すべきものと定められた事件は、受理の順序に従い、少年第1部及び少年第2部に分配する。

2 前項の定めにかかわらず、少年法第17条の2に定める異議申立て事件（以下「観護措置異議事件」という。）については、少年第1部及び少年第2部に分配するほか家事部にも分配する。

3 合議体で審判又は審理をする旨の決定をした事件は、当該事件を受けた部が処理する。

(少年保護事件の分配)

第17条 少年保護事件を交通関係事件（道路交通法違反事件、車両運転による刑法第209条から第211条までに該当する事件、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反事件、道路運送法違反事件、道路運送車両法違反事件、自動車損害賠償保障法違反事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件をいう。以下同じ。）及び交通関係事件以外の事件（以下「一

第18条 一般事件のうち、次に掲げる前件がある少年事件については、前条の定めにかかわらず当該前件の係属部に分配する。

- (1) 現に係属中の一般事件（簡易送致事件を除く。）
- (2) 1年以内に終局した一般事件（審判不開始により終局したもの）

2 一般事件において、共犯少年が先に送致されている場合には、先に送致された事件の係属部に分配する。ただし、今回送致された事件が前項に該当する場合には前項の定めに従って分配する。

（複数の少年の送致事件の分配）

第19条 2人以上の少年が同一記録によって送致され、又は通告された事件は、そのすべてにつき、送致書又は通告書の最初に記載された少年の事件が分配されるべき部に分配する。ただし、2番目以降に記載された少年の事件に前条に該当する事件がある場合には、当該事件は、同条の定めに従って分配する。

（差戻し事件等の分配）

第20条 差戻しを受けた事件、地方裁判所等からの移送事件及び検察官からの再送致事件は、第17条の定めにかかわらず、原裁判をした裁判官が属する部以外の少年第1部及び少年第2部に順次分配する。

（分配事件等の不均等の調整）

第21条 第17条から第19条までの定めによる分配の結果、少年第1部と少年第2部との間に分配件数の不均等が生じたときは、それぞれの種別ごとに新件をもって調整する。

2 第18条から第20条までの定めによる分配の結果、分配件数の不均等が著しくなったときは、部の裁判官の協議によって調整する。

（少年共助事件の分配）

第22条 一般事件に関する少年共助事件は、少年第1部に5分の3、少年第2部に5分の2の割合で、順次分配する。

2 交通関係事件に関する少年共助事件は、少年第2部に分配する。

第27条 年度の当初における事件の分配は、前年度において最後に分配を受けた部の次の部から行う。

2 裁判事務の分配について疑義が生じたときは、家事部の事件については家事部に属する裁判官が、少年部の事件については少年部に属する裁判官が、それぞれ協議して処理する。

### 第3章 裁判事務の代理

#### (裁判事務の代理)

第28条 合議事件の裁判長（部総括裁判官）に差し支えがあるときは、別紙第1の「代理順序」欄記載の順序に従って代理する。

2 合議事件の陪席裁判官に差し支えがあるときは、当該裁判官が属する部の他の裁判官がその協議により代理し、当該裁判官が属する部に代理することができる裁判官がいないときは、家事部の事件については家事部に属する裁判官がその協議により、少年部の事件については少年部に属する裁判官がその協議により、それぞれ代理する。

3 単独事件の裁判官に差し支えがあるときで、当該部で代理をさせることができないときは、家事部の事件については家事部に属する裁判官の協議により、少年部の事件については少年部に属する裁判官の協議により、他の部に属する裁判官に代理させることができる。

4 前3項の定めにより代理すべき裁判官を定めることができないときは、所長の指名する裁判官が代理する。

#### (観護措置異議事件の処理の代理)

第29条 前条の定めにかかわらず、観護措置異議事件の処理につき裁判官に差し支えがあるときは、家事部及び少年部の裁判官の協議によって別に定めるところにより代理する。

## 第2編 堺支部

### 第1章 係の設置、裁判官の配置及び開廷日割

(2) 人事訴訟係（隨時）

裁判官 織田佳代

第2章 裁判事務の分配

第37条 合議体で審理及び裁判をするのが相当と認める事件は、堺支部に回付する。回付の手続については、堺支部及び岸和田支部の協議によって定めるところによる。

第38条 裁判官及び参与員に対する除斥又は忌避に関する事件並びに家庭裁判所調査官及び家事調停委員に対する除斥事件は、堺支部に回付する。

第39条 裁判官が回避を申し出た事件については、常任委員会の承認を得て回避し、他の裁判官に割り替えることができる。

第3章 裁判事務の代理

第40条 裁判事務について裁判官に差し支えがあるときは、あらかじめ支部長が定める順序により、他の裁判官が代理する。

2 岸和田支部の裁判官が代理することができないときは、所長が指名する裁判官が代理する。

第4編 司法行政事務の代理順序等

(司法行政事務の代理順序)

第41条 所長に差し支えがあるときは、裁判官黒田豊、同武田義徳がこの順序で代理する。

2 堺支部長に差し支えがあるときは、裁判官惣脇美奈子、同安部朋美がこの順序で代理する。

3 岸和田支部長に差し支えがあるときは、裁判官中川正充、同織田佳代がこの順序で代理する。

4 部の事務を総括する裁判官に差し支えがあるときは、別紙第1の「代理順序」欄記載の順序に従って、当該部の事務を総括する裁判官が属する部の裁判官が代理する。

この定めは、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この定めは、令和4年4月15日から施行する。

附 則

この定めは、令和4年6月10日から施行する。

附 則

この定めは、令和4年6月30日から施行する。

附 則

この定めは、令和4年7月15日から施行する。

附 則

この定めは、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この定めは、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この定めは、令和4年8月22日から施行する。

附 則

この定めは、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この定めは、令和4年10月31日から施行する。

附 則

この定めは、令和4年11月14日から施行する。

附 則

この定めは、令和4年11月29日から施行する。

## 本 庁 裁 判 官 配 置 表

R4.11.29

部	裁 判 官 の 配 置			代理順序
家事第1部	総括	判事	黒田 豊	家事第2部総括, 家事第3部総括, 家事第4部総括の順
		判事	豊田 里麻	
		判事	寺村 隼人	
		判事補(特例)	野上 幸久	
家事第2部	総括	判事	小池 覚子	家事第1部総括, 家事第4部総括, 家事第3部総括の順
		判事	山本 陽一	
		判事	宮本 浩治	
		判事	奥山 浩平	
		判事補(特例)	坪田 良佳	
家事第3部	総括	判事	福井 美枝	家事第4部総括, 家事第1部総括, 家事第2部総括の順
		判事	寺元 義人	
		判事	小川 清明	
		判事	鈴木 輝子	
		判事	清水 由香	
		判事補(特例)	摸利 純史	
家事第4部	総括	判事	大島 雅弘	家事第3部総括, 家事第2部総括, 家事第1部総括の順
		判事	川原田 貴弘	
		判事	中出 晓子	
		判事	金川 誠	
		判事	高場 理恵	
少年第1部	総括	判事	真鍋 秀永	少年第2部総括
		判事補(特例)	須藤 晴菜	
		判事補(特例)	藤田 まり絵	
	(兼)	判事	武田 義徳	
	(兼)	判事	中出 晓子	
	(兼)	判事補(特例)	藤本 敬太	
少年第2部	総括	判事	武田 義徳	少年第1部総括
		判事補(特例)	藤本 敬太	
	(兼)	判事	真鍋 秀永	
	(兼)	判事	中出 晓子	
	(兼)	判事補(特例)	須藤 晴菜	
	(兼)	判事補(特例)	藤田 まり絵	

## 用語例

## 1 即日審判事件

次の審判事件のうち、受付の当日、事件関係人が出頭し、即日に審理を開始することができるものであって、家事部の裁判官の協議によって定める基準を満たすもの。

- (1) 子の氏の変更許可
- (2) 相続放棄の申述受理
- (3) 名の変更許可
- (4) 氏の変更許可
- (5) 相続の承認・放棄の期間伸長
- (6) 養親死亡後の離縁許可
- (7) 遺言執行者選任
- (8) 遺留分放棄

## 2 遺産分割事件

遺産分割、寄与分を定める処分、特別の寄与に関する処分の審判及び調停事件

## 3 遺産関係事件

遺留分侵害額請求（遺留分減殺請求）、遺産に関する紛争（遺産の有無、範囲、帰属に関する紛争及び実質的には遺産分割が問題となっているが別表第二事件としては適さない紛争）、遺産分割後の紛争（協議内容の履行に関する紛争）及び遺産分割協議無効確認、相続回復請求及び被認知者の価額請求の各調停事件

## 4 児福28条事件

児童福祉法第28条第1項の措置承認事件及び同条第2項ただし書の更新承認事件

## 5 児福33条事件

児童福祉法第33条5項の引き続いての一時保護承認審判事件

15 277条事件

家事事件手続法第277条の事件

16 その他の調停事件

遺産分割事件、遺産関係事件、別表第二調停事件、277条事件及び保全処分を伴う子を巡る事件を除く調停事件

17 執行関係訴訟事件

執行文付与の訴え、執行文付与に対する異議の訴え、請求異議の訴え及び第三者異議の訴えの各訴訟事件

18 人事訴訟関係事件

人事訴訟事件、人事訴訟を本案とする保全命令事件、人事訴訟に関する証拠保全事件及び提訴前証拠収集処分申立事件

19 損害賠償請求事件

人事訴訟に係る請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に係る訴訟事件

20 子奪取条約実施法第5章第1節による付調停事件

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第5章第1節の規定により付せられた家事調停事件

21 子奪取条約実施法第5章第2節による面会交流等事件

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第5章第2節の特則の適用を受ける、面会その他の交流又はその変更についての家事審判及び家事調停申立事件

以上

(別紙第3) 本庁家事事件分配割合表

令和4月9月1日

※1「親権制限審判等事件」の範囲については、「用語例」の8を参照。

※2「保全処分を伴う親権制限審判事件」の範囲については、「用語例」の9を参照。

※3 家事3部において成立した調停事件及び調停に代わる審判で終了した事件に関する執行関係訴訟は、家事3部において処理する。

※4 家事3部において成立した調停事件及び調停に代わる審判で終了した事件に関するものを含む。

※5 事務分配等規程第8条第6項本文で定める調停事件は家事3部において処理する。

## 堺支部裁判官配置表

R4.11.29

係	裁判官の配置	
合議	裁判長	判事 (支部長) 野田恵司
	判事	惣脇美奈子
	判事	安部朋美
	判事	竹内大明
	判事	西谷大吾
	判事	蜷川省吾
	判事	池田美樹子
	判事	今野智紀
	判事補 (特例)	関泰士
	判事補 (特例)	塚上公裕
	判事補 (特例)	河本薰
	判事補 (特例)	柿部泰宏
家事	判事補 (特例)	本田真理子
	判事補	吉田怜未
	判事補	薦田淳平
	判事 (支部長)	野田恵司
	判事	惣脇美奈子
	判事	安部朋美
人事訴訟	判事	今野智紀
	判事	池田美樹子
少年	判事補 (特例)	塚上公裕
	判事	安部朋美
	判事	今野智紀
	判事補 (特例)	関泰士
	判事	池田美樹子
	判事	竹内大明
	判事	西谷大吾
	判事	蜷川省吾
	判事補 (特例)	河本薰
	判事補 (特例)	柿部泰宏
	判事補 (特例)	本田真理子
	判事補	吉田怜未
	判事補	薦田淳平